

【吉岡町】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	2,142	2,094	2,149	2,131	2,169
② 予備機を含む 整備上限台数	2,463	2,408	105	0	23
③ 整備台数 (予備機除く)		2,094			
④ ③のうち 基金事業によるもの		2,094			
⑤ 累積更新率		100%			
⑥ 予備機整備台数		272			
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの		272			
⑧ 予備機整備率		13%			

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和 2 年度に 1/3 はリース、2/3 は購入により整備。リース満了の令和 7 年度に全数を更新する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：2,235 台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 30 台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者により再使用・再資源化を委託 : 2,205 台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者により再使用・再資源化を委託 : 0 台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う

☒ 処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和 7 年 10 月 処分事業者 選定

令和 7 年 11 月 新規購入端末の使用開始

令和 7 年 12 月 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項